愛知県小牧市、三重県伊勢市、三重県名張市、三重県尾鷲市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県度会町、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、滋賀県東近江市、京都府宮津市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、大阪府吹田市、大阪府泉大津市、大阪府高槻市、大阪府能勢町、大阪府茨木市、大阪府富田林市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府和泉市、兵庫県西宮市、兵庫県芦屋市、兵庫県豊岡市、兵庫県佐用町、兵庫県新温泉町、奈良県御所市、奈良県神河町、奈良県平群町、奈良県川西町、奈良県三宅町、奈良県田原本町、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県吉野町、奈良県下市町、奈良県黒滝村、奈良県天川村、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県日高町、和歌山県由良町、和歌山県上富田町、和歌山県古座川町、和歌山県北山村、和歌山県串本町、島根県浜田市、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県玉野市、岡山県井原市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県呉市、広島県海田町、広島県坂町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、愛媛県八幡浜市、愛媛県西条市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県松野町、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県豊前市、福岡県築上町、佐賀県小城市、佐賀県太良町、長崎県小値賀町、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県南関町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県五木村、熊本県あさぎり町、大分県佐伯市、宮崎県日向市、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、千穂町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県曽於市、鹿児島県長島町、鹿児島県東串良町、鹿児島県肝付町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、沖縄県国頭村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県久米島町

告示別表第一の0380268の項、0380294の項、0380272の項、0380297の項、0380298の項、0380299の項、0380309の項及び0380310の項の機能要件並びに告示別表第二の0380280の項、0380301の項、0380311の項及び0380312の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

北海道浦幌町、青森県六ヶ所村、福島県塙町、栃木県鹿沼市、栃木県大田原市、栃木県那須烏山市、栃木県高根沢町、群馬県下仁田町、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、千葉県船橋市、東京都新宿区、東京都調布市、山梨県北杜市、新潟県昭和町、新潟県粟島浦村、石川県金沢市、山梨県笛吹市、愛知県刈谷市、滋賀県大津市、静岡県沼津市、兵庫県西脇市、奈良県大淀町、和歌山県海南市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県八頭町、鳥取県日野町、鳥取県伯耆町、島根県松江市、島根県飯南町、岡山県真庭市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県西粟倉村、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県安芸高田市、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、福岡県北九州市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、長崎県松浦市、熊本県八代市、宮崎県宮崎市、鹿児島県霧島市

令和10年４月１日

福島県棚倉町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県下野市、栃木県塩谷町、埼玉県さいたま市、千葉県市川市、千葉県山武市、神奈川県川崎市、新潟県三条市、新潟県魚沼市、長野県松本市、愛知県一宮市、和歌山県紀美野町、鳥取県鳥取市、島根県福岡市、香川県さぬき市、福岡県福岡市、熊本県熊本市

令和11年４月１日

山形県大石田町、福島県須賀川市、福島県南会津町、福島県下郷町、福島県浅川町、栃木県小山市、埼玉県三芳町、神奈川県海老名市、神奈川県藤岡市、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、静岡県西伊豆町、鳥取県北栄町、徳島県徳島市、愛媛県松山市

令和12年４月１日

山形県真室川町、福島県檜枝岐村、栃木県佐野市、埼玉県入間市、埼玉県横瀬町、大阪府泉南市

令和13年４月１日

○農林水産省告示第十六百十一号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、有機藻類の日本農林規格（令和三年農林水産省告示第二千七十四号）（ＪＡＳ　〇〇一八）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年十一月二十一日から施行する。

令和八年十月二十二日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第十六百十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機藻類についての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和三年農林水産省告示第二千七十九号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月二十一日から施行する。

令和八年十月二十二日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第十六百九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機藻類についての小分け業者の認証の技術的基準（令和三年農林水産省告示第二千八十二号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月二十一日から施行する。

令和八年十月二十二日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○厚生労働省告示第三百七十九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第三号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第九十七号）附則第三条の規定に基づき、令和八年厚生労働省告示第三百三十七号の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表を次のように改める。

別表

地方公共団体	適用日
北海道壮瞥町、青森県八戸市、秋田県秋田市、秋田県大館市、福島県鮫川村、栃木県さくら市、千葉県市原市、千葉県八千代市、千葉県九十九里町、東京都練馬区、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、京都府宇治市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、兵庫県洲本市、兵庫県三田市、鳥取県日吉津村、岡山県津山市、岡山県美作市、岡山県早島町、広島県神石高原町、愛媛県西予市、愛媛県鬼北町	令和９年４月１日